

財政援助団体等監査結果報告

第1 監査の種類及び対象

1 公の施設の指定管理者監査

- (1) 東海ビル管理株式会社
 - ア 管理している公の施設
 - (ア) 浜松市みをつくし文化センター
 - (イ) 浜松市細江農業就業改善センター
 - イ 施設の所管課 北区役所 まちづくり推進課

- (2) 社会福祉法人浜松市社会福祉協議会
 - ア 管理している公の施設
 - (ア) 浜松市天竜老人憩の家やまゆり荘
 - (イ) 浜松市天竜老人憩の家せきれい荘
 - イ 施設の所管課 天竜区役所 長寿保険課

第2 監査の範囲

- 1 公の施設の指定管理者について、主に平成23年度及び平成24年度に執行された出納その他の事務について監査を実施した。
また、併せて団体の当該事務に関する所管課の事務について監査を実施した。

第3 監査の期間

平成25年1月7日から平成25年2月19日まで

第4 監査の方法

監査の対象及び範囲に示した団体の事務並びにそれに関する所管課の事務が適正に執行されているかについて、団体ごとに設定した着眼点に基づき、関係書類を抽出により監査するとともに、関係者から説明を聴取した。

第5 監査の結果等

【公の施設の指定管理者監査】東海ビル管理株式会社

1 施設の概要等

浜松市みをつくし文化センター・浜松市細江農業就業改善センター

(1) 所在地

浜松市北区細江町気賀 369 番地

(2) 施設の内容

平成 20 年 7 月 5 日開設(平成 23 年 4 月 1 日 ホール開設)

・センター

鉄筋コンクリート造(一部鉄骨)3階建

1階 中会議室(75.6㎡)、展示ギャラリー(74.1㎡)、事務室 等

2階 就業改善相談室(34.7㎡)、農業技術・他産業就業研修室(156.6㎡) 等

3階 講座室(56.9㎡)、和室1(27.7㎡)、和室2(25.5㎡)、

生活改善実習室(74.1㎡) 等

・ホール

鉄筋コンクリート造 一部2階建

1階 ホール(586.44㎡)、リハーサル室(77.75㎡) 等

2階 機械室

(3) 指定期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

(4) 指定管理料(平成 23 年度)

23,300,000 円

(5) 利用料金の取扱い

指定管理者の収入(利用料金制を導入)

(6) 指定管理者の主な業務

ア 管理施設の利用の許可に関する業務

イ 管理施設及び設備の維持管理に関する業務

(7) 指定管理に関する収支(平成 23 年度)

ア 収入 (単位 円)

項目	決算額
指定管理料	23,300,000
その他収入	6,258,757
収入合計	29,558,757

イ 支出 (単位 円)

項目	決算額
人件費	16,830,752
管理費	7,261,196
その他	4,444,724
支出合計	28,536,672

(8) 施設の利用状況

[平成 23 年度と平成 22 年度の比較]

(単位 利用数:人、収入額:円)

利用区分	平成 23 年度(A)		平成 22 年度(B)		増減(A) - (B)	
	利用数	収入額	利用数	収入額	利用数	収入額
中会議室	5,494	706,800	5,317	777,300	177	△70,500
展示ギャラリー	4,506	248,240	5,156	105,680	△650	142,560
大研修室	13,282	944,600	10,348	579,400	2,934	365,200
小会議室	4,217	407,650	3,764	358,480	453	49,170
調理実習室	1,611	306,800	897	86,000	714	220,800
講座室	3,474	565,260	2,940	323,940	534	241,320
和室 1	1,383	136,920	1,993	198,800	△610	△61,880
和室 2	873	153,860	1,224	57,120	△351	96,740
ホール	22,629	1,768,000	—	—	22,629	1,768,000
リハーサル室	8,957	568,600	—	—	8,957	568,600
計	66,426	5,806,730	31,639	2,486,720	34,787	3,320,010

※ 現指定管理者は平成 23 年度から(平成 22 年度は市による管理運営)
ホール及びリハーサル室は平成 23 年 4 月開設

2 監査の主な着眼点

- (1) 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- (2) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- (3) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- (4) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- (5) 事業報告書の点検は適切になされているか。
- (6) 施設は関係法令(条例を含む)の定めるところにより適切に管理されているか。
- (7) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (8) 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (9) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。

3 監査の結果

監査した事務は、おおむね適正に処理されていると認められた。

【公の施設の指定管理者監査】社会福祉法人浜松市社会福祉協議会

1 施設の概要等

浜松市天竜老人憩の家やまゆり荘・浜松市天竜老人憩の家せきれい荘

(1) 所在地

浜松市天竜区山東 2897 番地(やまゆり荘)

浜松市天竜区月 930 番地の 1 の 1(せきれい荘)

(2) 施設の内容

[やまゆり荘]

昭和 47 年 1 月 21 日開設

鉄筋コンクリート造り平屋建て 延床面積 826.67 m²

施設内容 管理事務室、大広間、ステージ、休養室(2室)、娯楽室、介護予防訓練室、
玄関、ホール、トイレ、脱衣室、浴室、洗浄室、湯沸室、管理人室
別棟：車庫、生きがいと創造の作業棟

[せきれい荘]

昭和 49 年 11 月 5 日開設

鉄筋コンクリート造り 2 階建て 延床面積 421.20 m²

施設内容 1 階 事務室、大広間、娯楽室、玄関、トイレ、浴室、脱衣室、
ボイラー室、厨房、食堂、管理人室
2 階 宿泊室(4 部屋)、トイレ、洗面所、雑庫

(3) 指定期間

平成 21 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

(4) 指定管理料(平成 23 年度)

3,012,000 円

(5) 利用料金の取扱い

指定管理者の収入(利用料金制を導入)

(6) 指定管理者の主な業務

- ア 高齢者の生活、健康等に関する相談
- イ 高齢者の教養向上のための講演会、講習会等の開催
- ウ 高齢者のレクリエーションのための便宜の供与
- エ 憩の家の利用の許可に関する業務
- オ 憩の家の施設及び設備の維持管理に関する業務

(7) 指定管理に関する収支(平成 23 年度)

ア 収入 (単位 円)

項目	決算額
指定管理料	3,012,000
その他収入	955,450
収入合計	3,967,450

イ 支出 (単位 円)

項目	決算額
人件費	646,642
管理費	1,517,790
その他	791,616
支出合計	2,956,048

(8) 施設の利用状況

[やまゆり荘]

[平成 22 年度と平成 21 年度の比較] (単位 利用数:人、収入額:円)

利用区分	平成 22 年度(A)		平成 21 年度(B)		増減(A) - (B)	
	利用数	収入額	利用数	収入額	利用数	収入額
一般利用者	3,824	43,880	3,347	14,480	477	29,400
作業棟利用者	546	0	444	0	102	0
計	4,370	43,880	3,791	14,480	579	29,400

[平成 23 年度と平成 22 年度の比較] (単位 利用数:人、収入額:円)

利用区分	平成 23 年度(A)		平成 22 年度(B)		増減(A) - (B)	
	利用数	収入額	利用数	収入額	利用数	収入額
一般利用者	3,948	40,830	3,824	43,880	124	△3,050
作業棟利用者	686	0	546	0	140	0
計	4,634	40,830	4,370	43,880	264	△3,050

[せきれい荘]

[平成 22 年度と平成 21 年度の比較] (単位 利用数:人、収入額:円)

利用区分	平成 22 年度(A)		平成 21 年度(B)		増減(A) - (B)	
	利用数	収入額	利用数	収入額	利用数	収入額
一般 室利用	523	10,220	539	0	△16	10,220
一般 厨房利用	70	10,500	65	9,450	5	1,050
宿泊 高齢者	0	0	0	0	0	0
宿泊 一般	250	682,500	264	720,720	△14	△38,220
宿泊 児童	13	21,840	32	53,760	△19	△31,920
計	856	725,060	900	783,930	△44	△58,870

[平成 23 年度と平成 22 年度の比較] (単位 利用数:人、収入額:円)

利用区分	平成 23 年度(A)		平成 22 年度(B)		増減(A) - (B)	
	利用数	収入額	利用数	収入額	利用数	収入額
一般 室利用	351	7,820	523	10,220	△172	△2,400
一般 厨房利用	153	14,250	70	10,500	83	3,750
宿泊 高齢者	1	2,200	0	0	1	2,200
宿泊 一般	279	761,670	250	682,500	29	79,170
宿泊 児童	41	68,880	13	21,840	28	47,040
計	825	854,820	856	725,060	△31	129,760

2 監査の主な着眼点

- (1) 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- (2) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- (3) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- (4) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- (5) 事業報告書の点検は適切になされているか。
- (6) 施設は関係法令(条例を含む)の定めるところにより適切に管理されているか。
- (7) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (8) 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (9) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。

3 監査の結果

監査した事務は、おおむね適正に処理されていると認められた。

なお、一部において次のとおり是正・改善を要する事項が見受けられたので、所管課は、団体に対し、適切な是正措置を講じるよう指導・助言するとともに、団体においては、所管課の指導・助言に応じた適切な措置を講じられたい。

(1) 事業報告書の提出期日について(所管課に対するもの)

事業報告書の提出期日については、浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例及び同条例施行規則では、別に定める場合には毎年度終了後 45 日を上限として定められるが、別に定めがない場合は 30 日以内としている。

しかし、規則等で別に定めることなく、浜松市天竜老人憩の家やまゆり荘・せきれい荘の管理に関する基本協定書では、事業報告書の提出期日を毎年度終了後 45 日以内としている。

(2) 利用料金の公表について(団体に対するもの)

浜松市天竜老人憩の家条例では、指定管理者は、利用料金の承認を得たとき、当該利用料金の額を公表しなければならないとしているが、公表をしていない。

(3) 休館日について(団体に対するもの)

浜松市天竜老人憩の家条例では、休館日は 12 月 28 日から翌年の 1 月 4 日までとし、必要があると認めるときは、指定管理者は、市長の承認を得て臨時に休館し、開館し、又は休館日を変更することができるとしている。

しかし、口頭による承認のみで書面による承認を得ることなく、土曜日、日曜日及び祝日(休日)等で、利用予約のない日を休館としている。